

日本司法支援センターの役員の退職金に係る  
業績勘案率の決定方法について（案）

平成21年 月 日 決定  
日本司法支援センター評価委員会

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の理事長，理事及び監事（非常勤の者を除く。以下「役員」という。）の退職金に係る業績勘案率の決定方法については，「独立行政法人，特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）の趣旨を踏まえ，以下のとおりとする。

1 基本的考え方

支援センターの役員の退職金に係る業績勘案率については，退職する役員の支援センター運営等の実績を明確かつ適切に踏まえたものとするため，当該退職役員の在職期間に対応する支援センターの各事業年度に係る業務の実績に関する評価を基本とし，これに当該退職役員の個人的な業績を加味して決定するものとする。

また，1.0を超える業績勘案率などを決定するに当たっては，「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）に掲げる各観点に十分留意するものとする。

2 業績勘案率の決定方法

- (1) 退職した役員が在職した各事業年度ごとに別紙算定表に基づき基準値を決定し，これらを各事業年度ごとの在職月数に応じて加重平均した値（小数点第2位以下は四捨五入）を機関業績勘案率とする。

機関業績勘案率＝

$$\frac{\begin{aligned} & (\text{事業年度 } \alpha \text{ の基準値} \times \text{事業年度 } \alpha \text{ 中の在職月数}) + \\ & (\text{事業年度 } \beta \text{ の基準値} \times \text{事業年度 } \beta \text{ 中の在職月数}) + \\ & \dots \dots \dots + \\ & (\text{事業年度 } \omega \text{ の基準値} \times \text{事業年度 } \omega \text{ 中の在職月数}) \end{aligned}}{\text{総在職月数}}$$

ただし、当該役員の退職した日の属する事業年度に係る業務の実績に関する評価がなされておらず、かつ、退職した日からその評価がなされるまでの期間が相当長期に及ぶことが見込まれる場合には、当該事業年度の基準値については、当該年度の当該役員が在職した期間の支援センターの業務実績の状況や前事業年度の業務の実績に関する評価などを参酌して適宜決定することができる。

- (2) 当該退職役員が支援センターの運営等において果たした個人的な実績に応じ、±0.2の範囲で個人業績勘案率を決定する。
- (3) 機関業績勘案率と個人業績勘案率を合算したものを当該退職役員の業績勘案率とする。
- (4) 上記(1)ないし(3)の規定にかかわらず、在職期間が1年に満たない役員(監事を除く。)並びに監事については1.0を業績勘案率とする。
- (5) その他、上記(1)ないし(4)の方法により算出された業績勘案率を当該退職役員に適用することが著しく妥当性を欠くと認められる特段の事由がある場合には、当該業績勘案率を適宜増減することができることとする。

### 3 業績勘案率の決定手続

- (1) 支援センターは、役員の退職者が出た場合、日本司法支援センター評価委員会(以下「評価委員会」という。)に対し、業績勘案率の決定について文書により依頼を行う。
- (2) 評価委員会は、(1)の依頼を受けたときは、支援センターから所要の資料の提出や説明を受けるなどして審議を行い、業績勘案率を決定する。

各事業年度の基準値は、各事業年度に係る業務の実績に関する評価における項目別評価の評定を点数化（A＝3，B＝2，C＝1とする。）して合計し、項目数で除して得られた値に応じ下表により決定する。

算定表

得られた値	基準値
3.00	1.8
2.99以上3.00未満	1.7
2.98以上2.99未満	1.6
2.97以上2.98未満	1.5
2.96以上2.97未満	1.4
2.94以上2.96未満	1.3
2.92以上2.94未満	1.2
2.90以上2.92未満	1.1
2.00超 2.90未満	1.0
1.80超 2.00以下	0.9
1.60超 1.80以下	0.8
1.45超 1.60以下	0.7
1.30超 1.45以下	0.6
1.20超 1.30以下	0.5
1.10超 1.20以下	0.4
1.00超 1.10以下	0.3
1.00	0.2